

2027年国際園芸博覧会 関係者入場証申請・登録・発行、入退場管理システム構築等業務委託
のプロポーザルに係る提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおり

1 件名

2027年国際園芸博覧会 関係者入場証申請・登録・発行、入退場管理システム構築等業務委託

2 業務の内容

別紙、業務説明資料のとおり

業務説明資料は公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「当協会」という。）に業務説明資料提供申込書 兼 守秘義務誓約書（参考様式8）を提出した者に開示する。

概算業務価格（上限）は490,000千円（税込）である。

3 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たす者、又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（2）は共同企業体として有していればよい。）

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

エ 国土交通省（本省又は関東地方整備局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者

(2) 以下の業務を履行した実績があること。

国際的大規模イベント（東京オリンピック・パラリンピック競技大会、大阪・関西万博、国際会議など）または大規模イベント（テーマパーク、商業施設、文化施設、スポーツ施設、交通施設など）における、関係者入場証の申請・登録・発行、及び入退場管理システム構築業務

(3) 参加者が共同企業体である場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 本プロポーザルにおいて、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員になっていないこと。

イ 共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

ウ 「共同企業体協定書」により、共同企業体の協定書を締結すること（別紙を参考に作成すること）。なお、協定書は契約時に提出すること。

4 本プロポーザル参加に係る手続き

本プロポーザル参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出すること。

- (1) 提出期限 2025年5月16日(金)午前12時まで(必着)
- (2) 提出先 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 運営課
(担当:佐藤(大)、石戸谷)
所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町1丁目13番松村ビル本館
電話 045-307-2070
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留)

<注意事項>

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配達業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。
- ・持参の場合は、平日午前9時~12時と午後1時~5時に、上記所在地にて受け付ける。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に必ず提出先まで電話連絡の上、期限までに到着するように発送すること。

(4) 参加意向申出時の提出書類

- ア 参加意向申出書(第1号様式) 1部
※共同企業体の場合、所在地・商号・代表者等は、構成員全者分を記載すること。なお、押印は、代表構成員分のみでよい。
- イ 誓約書(参考様式1) 1部
※共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。
- ウ 共同企業体届出書(参考様式7)(共同企業体のみ) 1部
- エ 3(2)の業務実績を証明する書類(契約書の写し等) 1部
- オ 業務説明資料提供申込書 兼 守秘義務誓約書(参考様式8) 1部

(5) 提案資格確認結果の通知

「参加意向申出書(第1号様式)」を提出した全ての事業者、「提案資格確認結果通知書(第2号様式)」を電子メールにより通知する。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書(第6号様式)」を送付する。

ア 通知日 2025年5月19日(月)まで

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下「協会」という。)が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く5日後の午前12時までに提出すること。協会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 質問書(参考様式2)の提出

参加資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義、質問のある場合は、次により質問書の提出をすること。なお、質問内容及び回答については、質問者のノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものと協会が認めたものを除き、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知する。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要

- (1) 提出期限 2025年5月28日(水) 午前12時まで(必着)
- (2) 提出先 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 運営課
(担当: 佐藤(大)、石戸谷)
電話 045-307-2070
E-mail unei@expo2027yokohama.or.jp
- (3) 提出方法 電子メール
<注意事項>
 - ・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
 - ・質問書はword形式で添付すること。
- (4) 回答日及び回答方法 2025年6月4日(水) までに電子メールで回答する。

6 提案書等の提出

- (1) 提案書は、別添の所定書式(第5号様式、参考様式3~5)に基づき作成するものとする。
- (2) 用紙の大きさはA4版とする(サマリーはA3版で作成)
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載すること。
 - ア 提案書(第5号様式)
 - ※共同企業体の場合、所在地・商号・代表者等は、構成員全者分を記載すること。
 - なお、押印は、代表構成員分のみでよい。
 - イ 業務実施体制(参考様式3)
 - ※管理技術者は、参加企業に所属していること。また、管理技術者と担当技術者を兼任していないことを条件とする。
 - ※共同企業体の場合に代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置し、その他の構成員は、担当技術者を1名以上配置すること。なお、配置する予定の管理技術者及び担当技術者は、それぞれの構成員の組織に所属していること、管理技術者と担当技術者を兼任していないことを条件とする。
 - ウ 予定技術者の経歴等(参考様式4)
 - エ 予定技術者の同種・類似業務実績(参考様式5)
 - ※業務実施体制に記載した予定技術者(管理技術者及び担当技術者)について、本業務と同種・類似の業務を中心に、できる限り詳細に記入すること。
 - オ 提案内容
 - 本提案書作成要領に留意し、A4版で30頁以内とする。
 - ※表紙・目次は枚数に含めない
 - ※別途A3×1枚でサマリーを作成(サマリーは30頁に含めない)
 - ※様式については任意とし、参考様式6は参考とする。
 - カ 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)
- (4) 提案内容については、次のとおりとする。
 - 業務説明資料を踏まえ、提案内容を記載すること。
 - ア 本業務の提案にあたり、サマリー(A3版1枚)を作成し、実施にあたっての方針、実施

体制、業務工程を示すこと。

イ 「業務説明資料」 4 業務内容の各項目について、スケジュール等が分かるよう具体的に提案を行うこと。

なお、提案の対象は総事業とし、以下の点に留意すること。ただし、提案内容に本業務の範囲を明示すること。

①「業務説明資料」 4 業務内容について、具体的なコスト削減策の提示や、効率化の工夫の考え方を示すとともに、不要な業務の見直しや業務プロセスの改善などの取組について重点的に記載すること。

②サイバーセキュリティ対策及び個人情報保護対策について、以下の観点で簡潔に記載すること。

- ・最新のセキュリティ対策
- ・個人情報保護のための運用ルールやチェック体制
- ・リスクに対する対策

※なお、業務説明資料「別紙 国際園芸博覧会協会システム開発における留意点」については、遵守することを前提とし、記載内容を最小限とすることを可とする。

ウ 業務説明資料に記載のある 4 (1) から (14) の各業務内容について、すべてまたは一部を実施しなくても当該業務の目的を達成でき、かつコスト削減につながる場合は、実施しない内容の提案をすること。

エ 提案書に総事業費の業務価格積算内訳を記載すること（その際、本業務分を明示すること）。ただし、当該内容については評価の対象とはしない。

(5) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組の状況等を示す資料

提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」について、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出すること（提案書本編 30 頁には含めない）。

対 象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し	1 部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得	「認定通知書」の写し	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースメール認定の取得	「認定通知書」の写し	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%達成している（従業員 40 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 40 人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）	
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得	「認定証」の写し	

※上記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出は不要

- (6) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
- ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述すること。
 - イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述すること。
 - ウ 多色刷りは可としますが、見やすさに配慮をすること。
 - エ 表紙となる提案書（第 5 号様式）及び予定技術者の経歴・実績（参考様式 4、参考様式 5）を除き、一切社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記は行わないこと。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2 部（正 1 部、副 1 部）
※電子媒体（CD 又は DVD に格納した PDF データ）1 部も併せて提出すること。
- イ 提出先 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 運営課
（担当：佐藤（大）、石戸谷）
所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番松村ビル本館
電 話 045-307-2070
- ウ 提出期限 2025 年 6 月 18 日（水）午前 12 時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留）

<注意事項> 4 (3)に同じ

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しない。
- イ 協会は提案書の受理後、追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された書類は、返却しない。
- エ プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）
- オ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- カ 提案内容の変更は認められない。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行う。

- (1) 実施日 2025 年 6 月 27 日（金）（予定）
- (2) 実施場所 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 会議室（予定）
- (3) 出席者 管理技術者を含む 5 名以下とすること。
- (4) その他 詳細については、別途お知らせする。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会入札等参加資格審査・業者選定委員会（第 1 委員会）	2027 年国際園芸博覧会 関係者入場証申請・登録・発行、入退場管理システム構築等業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事。	プロポーザルの評価・特定に関する事。
委員長	事務次長（財務部担当）	財務部長
副委員長	—	総務部長
委 員	総務部長 財務部長 企画調整部長 機運醸成部長	機運醸成部長 運営部審議役 国際課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、本業務の受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

- (1) 通知日 2025 年 7 月下旬に行う。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、協会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日後の午前 12 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。
協会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。
なお、提案者がいない場合又は提案者の中に適格者がいないときは受託候補者を特定しない場合がある。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) プロポーザルの作成のために協会において作成された資料は、協会の了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において選定を見合わせることもある。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等の内容と提出された見積価格を基に業務委託契約を締結する。なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- (4) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止措置が講じられた場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、当該提案者が受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行う。
- (5) 契約の相手方には、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア 契約の相手方が、保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- ウ 契約の相手方が、原則として過去2年間に国、地方公共団体、公益法人又は特別の法律により設立された法人と、金額をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないとき。
- エ 契約金額の価格（税抜き）が500万円未満であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- オ 物品の購入、委託又は借入れ契約で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- カ 物品の売り払う契約を締結する場合において、代金が即納される時。
- キ 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- (6) 契約保証金は、契約履行後又は契約の相手方の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合に返還する。契約保証金は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、協会に帰属するものとする。
- (7) 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。
- (8) 受託候補者として特定された場合、資格審査に必要な以下の書類を提出していただく場合がある。
- ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明を行うこと。）
- イ 法人登記簿謄本（1部）
- ・法人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- ウ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
- ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- エ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
- ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- オ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- (ア) 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

- (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - カ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) 株主資本等変動計算書
- (9) 当協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『GMO サイン』による電子契約を活用している。手続き方法の詳細については、受託候補者に対し、協会から案内する。なお、電子契約の利用が難しい場合は、相談すること。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングが実施された場合におけるヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

【プロポーザル実施スケジュール】

